

いつも  
も  
持  
つ  
て  
い  
ま  
し  
よ  
う  
も  
し  
も  
の  
時  
の

# 私の健康カード



## 私の健康カード

2005・

名 前

生年月日

血液型      RH    +    -    A    B    O    AB    不明

              RH    +    -    A    B    O    AB

性別            男                    女

国籍

健康保険の種類

                  無い                    社会保険                    国民健康保険                    その他

母国語

話せる言語

日本語能力      話せる      少し話せる      話せない

現住所

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先・学校名

緊急時の連絡先

入院時の保証人      いる      いない

保証人名・住所・電話

輸血の可否            できる            できない

宗教

(各項目とも1行目日本語、2行目を母国語で記入しましょう。)

## INFORMATION



いま世界中から地震の被害が伝わってきます。インドネシア・スマトラ沖地震は想像を超える被害を住民にもたらしました。この日本でも地域を選ばず、大きな地震が近いというニュースもあります。

天災は避けられません、といっても自分を守る方法は常に考えておきたいものです。もし瓦礫の山から救出されたとき、持っていた1枚の「健康カード(日本語・母国語列記)」が生死を左右した、そんな話もあります。コミュニケーションの少ない外国籍の皆さん、日ごろからその日のための「MY健康カード」(前ページの見本参照)を作り、身につけておいてはいかがでしょうか。

### 知っていましたか / 医療費支給 ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭などの方が医療機関などで保険治療を受けたとき、自分で払った医療費の全部か一部が支給される制度です。ただし、医療機関ごとに一人につき、通院は月額千円、入院は日額千二百円が自己負担(調剤での自己負担はありません)になります。親または養育者が市町村民税非課税のときは、自己負担金は免除です。

#### 対象者

健康保険に入っている方

ひとり親の家庭の母や父または養育者と児童(児童とは0歳から18歳になった日の最初の3月31日までの方と、20歳未満で一定の障害のある方です)

### 知っていましたか / 医療費支給 乳幼児医療費

小学校に入るまでのお子さんが医療機関で保険診療を受けたとき、自己負担した医療費の全額を保護者に支給する制度です。ただし生活保護、重度障害者医療を受けている方は受けられません。

#### 対象者

健康保険に入っている、小学校に入る前の乳幼児。

このような福祉医療制度を受けるには、まず外国人登録がしてあることが必要です。詳しいことは各市町の健康保険課または「ふじみの国際交流センター」などでご相談ください。

## 10月1日「国勢調査」が行われます・・・全国同時に実施

「国勢調査」外国籍の方にはなじみの無い言葉ですが、5年ごとに行われる国の調査です。国勢調査で得たデータをもとに将来の人口の予測や住宅、福祉、医療、教育、交通、環境など、住みやすい日本を作るための資料となるものです。

対象は、日本に住む全ての、外国籍の方

もふくまれます。外国人登録の有無にかかわらず全ての方が対象になります。この調査は9月下旬以降、調査員がお宅に調査票を配ります。プライバシーは堅く守られます。外国籍の方が国勢調査に参加することで、日本が住みよくなる国になるのです。ぜひこの調査に参加してください。